

備品整備事業 募集要項

対象事業年度：令和8年度

1 目的

赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、柏崎市内の各団体が地域福祉活動を行うために必要な備品を整備する事業に対して助成を行うことを目的とします。

2 助成対象団体

- (1) 柏崎市内に活動拠点がある障がい者、高齢者、児童、ひとり親家庭等地域福祉の推進を主目的とした団体で、上部組織が新潟県及び全国を活動範囲としている団体で当会が指定する団体
- (2) ボランティア団体、社会福祉法人、N P O 法人等福祉活動を行う各種団体
- (3) 町内会

※「団体」は、共同の目的を達成するために活動する、構成員5名以上のものに限ります。

3 助成対象事業

団体の備品整備に係る事業の内、以下の要件を満たすものとします。

原則1点10,000円以上のもので、5年以上維持管理できるもの

- (1) 原則、団体が保有している施設で管理できるもの

※募金の地域への還元の必要性を鑑み、備品の購入に際しては、柏崎市内の業者を優先してください。ただし、市内業者で取扱いのない備品については、この限りではありません。

4 助成基準

- (1) 助成金額

1事業100,000円を上限とします。

- (2) 助成率

総事業費の1割以上の自己負担を差し引いた残額で、上限は9割です。

5 助成対象年度

令和8年度事業（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

6 助成の審査

柏崎市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行い、同会の運営委員会にて助成の可否及び助成金額を決定の上、申請団体へ通知します。

なお、複数の団体から申請がなされた場合、新規申請団体を優先します。

※審査の過程及び内容についての問合せには応じられません。

7 応募方法及び助成内定期

(1) 応募方法

「助成申請書」に所定の必要書類及び見積書等を添付し、柏崎市共同募金委員会へ提出してください。

(2) 申請締切 令和7年5月23日（金）必着

(3) 助成内定

当会助成審査委員会で申請内容について審査し、6月下旬に申請団体に結果を通知します。

(4) 助成決定

令和8年3月に開催される運営委員会で助成決定し、令和8年6月に開催される助成交付式で目録を贈呈します。

※募金実績額により各団体の助成額が決定するため、内定額と決定額が異なる場合があります。

8 助成対象団体の責務

(1) 助成交付を受ける団体は、柏崎市共同募金委員会からの依頼があった場合は、令和7年6月に開催される助成審査委員会に出席し、団体の活動内容、助成事業の詳細について、助成審査員に対して説明しなければなりません。その場合、柏崎市共同募金委員会は、団体に対して助成審査委員会開催1週間前までに出席依頼文を送付します。

(2) 助成交付を受けた団体は、事業の実施に当たり、「赤い羽根共同募金」の助成を受け事業を実施することを広く市民に明示しなければなりません。

(3) 助成交付を受けた団体は、共同募金運動の趣旨に賛同し、共同募金運動に積極的に参画して、これを推進するよう努めなければなりません。

(4) 事業実施終了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて柏崎市共同募金委員会へ「事業完了報告書」を提出しなければなりません。報告がない場合は、次年度以降の助成事業の申請を受け付けません。

9 助成対象外団体

(1) 助成交付を受けた年を含み、3年間は、次の助成の申請ができません。

(2) 活動する構成員が4名以下の団体。

10 助成対象外事業

(1) 介護保険事業、営利活動、政治活動、宗教活動に活用するもの

(2) 公的な補助金又は本助成以外からの助成を受けているもの

(3) その他助成審査委員会において不適切と認められる事業及び経費

11 問合せ先

柏崎市共同募金委員会 担当：末崎

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 TEL22-1411